

## 宮崎大学医学部附属病院における報道関係者の取材に関する要項

平成 16 年 5 月 6 日  
事務部長 裁定

改正 平成 24 年 6 月 20 日 平成 26 年 8 月 11 日  
平成 31 年 4 月 26 日

### (趣旨)

第 1 この要項は、宮崎大学医学部附属病院(以下「本院」という。)における報道関係者の取材に関し、患者のプライバシー保護等を目的に必要な事項を定めるものです。

### (申込み)

第 2 本院で取材活動を行うときは、撮影・取材許可願(別紙様式第 1 号)により申し込んでください。

### (受入れ)

第 3 病院長は、第 2 の申込者で許可できると認めた者に対し、撮影・取材許可証(別紙様式第 2 号)を交付します。

### (ネームプレート等の着用)

第 4 許可された報道関係者は、本院において取材活動に当たるときは、撮影・取材許可証を携帯し、社名が見える制服又はネームプレート等の着用をお願いします。

### (撮影・取材時の注意事項等)

第 5 許可された報道関係者は、本院において取材活動に当たるときは、撮影・取材許可証に定める注意事項等を守ってください。

### (取消)

第 6 病院長は、許可された報道関係者が、前項の注意事項等を守らないなど、本院において取材活動を行うことが適当でないと判断したときは、その活動を取り消すことがあります。

### (準用)

第 7 宮崎大学からの依頼により、本院で取材活動を行う報道関係者についても、この要項を準用します。

### (周知)

第 8 本学の担当者は、本院で撮影・取材が実施される日時・場所・内容等について、事前に病院内に周知するものとします。

附 則

この要項は、平成 16 年 5 月 6 日から施行します。

附 則

この要項は、平成 24 年 6 月 20 日から施行します。

附 則

この要項は、平成 26 年 8 月 11 日から施行します。

附 則

この要項は、令和元年 5 月 1 日から施行する。